

# 告 示

## 埼玉県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
山崎医院	鴻巣市吹上本町一―二―二一	平成三十年十月三十日
松平整形外科	羽生市秀安二―三―一	平成三十年十一月三十日
上柴メンタルクリニック	深谷市上柴町西二―一四―四三	平成三十年十一月三十日
かなざわクリニック	鶴ヶ島市富士見二―一―一五	平成三十年十一月三十日
山田歯科医院	入間郡三芳町藤久保三八―一―	平成三十年十一月十九日
医療法人社団 榮内会 スマイルデンタルクリニック	所沢市松葉町二三―一九	平成三十年十一月三十日
まご薬局	春日部市緑町五―九―一三	平成三十年十一月三十日

まごころ薬局 庄日の出店 本	ユーコー薬局	ことぶき薬局	たんぼぼ薬局	まごころ薬局
本庄市日の出二二二九	羽生市秀安二二三三	朝霞市幸町一三三五	上尾市上一五六八一	三郷市上彦名四六七
平成三十年十一月三十日	平成三十年十二月十五日	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日